



横浜市行政医師 (公衆衛生医師)

採用選考 募集案内

横浜市の保健行政

横浜市は、370 万人以上が暮らす我が国最大の都市です。横浜市中で働く行政医師（公衆衛生医師）は、横浜で暮らし、働く全ての人々の医療と健康、そしてその命を支える仕事をしています。誰もが自分らしく安全・安心に暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の充実を図っています。

新型コロナウイルス感染症対策において、公衆衛生の分野が改めて注目されました。横浜市では、ポストコロナ社会を見据え、令和5年度から「平時から新興感染症発生時まで、市民の皆様が安心・安全・健康に生活できる環境づくり」を推進するため組織体制を見直し、保健所機能と医療分野の連動による健康危機管理体制の一元化を図りました。これにより、新興感染症に対する保健所の対応と病床確保、入院調整などの機動的な対応と、市内医療機関等の医療ネットワークとの連携強化の体制が整い、より一層保健行政に力をいれていきます。

また、保健所機能としては、いわゆる県型の保健所が行う保健事業（防疫等）と市町村が行う保健業務（乳幼児健診等）の両方について市民サービスを提供しています。保健所は1か所で、大規模な感染症や食中毒が発生したときにも迅速で的確な対応ができるよう、横浜市全域を所管する横浜市保健所を設置し、指揮命令系統を一元化しており、18区には「保健所支所」の機能ももつ「福祉保健センター」を設置しています。保健と福祉の連携による福祉保健相談からサービス提供までを総合的に展開し、感染症対策や生活習慣の改善や生活習慣病の重症化予防、乳幼児健診での成長の見守りやの育児支援など、地域の保健福祉の基盤づくりと区民の健康・安全を守るセーフティネットとしての役割を果たしています。

これらの施策の企画・推進には保健行政に携わる医師が参加し、他職種の職員と連携しながら活躍しています。医師が関わる分野は広く、今後もその活躍は大いに期待されています。横浜市は、公衆衛生はもちろん、臨床で培った知識・経験を含め、医師としての力を十分発揮できる職場であると考えています。

保健行政に関心と熱意のある医師の皆様を心よりお待ちしております。

【参考】行政医師（公衆衛生医師）が配置されている部署（令和5年7月1日現在）

	名 称	医 師 の 配 置 数
医療局	総務部	1
	横浜市保健所長	1
	健康安全部	6
	地域医療部	1
	衛生研究所	2
区役所	福祉保健センター	15
こども青少年局	総務部	1
	児童相談所	4
健康福祉局	こころの健康相談センター	4
	障害者更生相談所	1
合 計		36

募集内容

<受験資格>

次の条件をいずれも満たしている医師免許取得者

- ① 採用予定年度 4 月 1 日現在の満年齢が 65 歳未満であること。
- ② 平成 16 年以降に医師免許を取得した人については、医師法第 16 条の 2 に規定する臨床研修を修了又は採用日までに修了が見込まれる人。

▼ 次のア、イに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する者

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

<採用時期>

随時採用

※ 採用時期については個別に相談させていただきます。

<募集人数>

若干名

※ 年度途中で募集を締め切ることがあります。

<選考方法 及び 選考日>

書類審査のうえ、面接による選考を行います。

合否の決定は、選考の結果を総合して行います。

また、結果は合否を問わず、郵送で通知します。

※ 選考日は、随時開催。

勤務先及び業務内容

横浜市医療局、各区福祉保健センター等に勤務することになります。

各勤務先での主な業務内容は下記のとおりです。

所属	業務内容
医療局	(1) 横浜市保健事業の企画・総合調整 (2) 医療政策 (3) 区福祉保健センターの医務業務等の総括 (4) 感染症などの健康危機管理、がん検診の総括 (5) 医療安全(医療立ち入り調査等)、医療に関する相談 (6) 健康増進部門、福祉部門、衛生検査部門等との調整 (7) 医師関係団体調整 など
こども青少年局	(1) 乳幼児健診・療育体制の精度管理 (2) 医療的ケア児の支援体制の構築 (3) 要保護・要支援児童及び保護者への支援方針へのスーパーバイズ (4) 医師関係団体調整 など
区役所 (福祉保健センター)	(1) 区福祉保健事業の企画・総合調整 (2) 母子保健(乳幼児健診、育児支援、虐待防止等) (3) 成人保健(がん検診、生活習慣病重症化予防、禁煙支援等) (4) 感染症対策(感染症・結核・エイズ対策、予防接種勧奨) (5) 高齢者支援対策(事業への助言) (6) 健康教育(健康に関する講演会等) (7) 健康相談(市民からの医学的問い合わせへの対応) など

※その他、関連局に勤務することもあります。

勤務条件等

<勤務時間>

平日 8:30 ~ 17:15 (土・日、祝日、年末年始休日を除く)

※ 業務の必要に応じて時間外勤務があります。

<休暇>

- ◆年次有給休暇（年間 20 日）のほか、夏季休暇（5 日）
 - ◆結婚休暇、服忌休暇、産前・産後休暇、病気休暇、介護休暇、子の看護休暇、出生支援休暇などの休暇制度
 - ◆育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度などの休業制度
- ※ 初年度の休暇付与日数は採用日により変動します。

<給与・手当>（令和 5 年 4 月 1 日現在）

【例：医師経験 5 年の場合】

◆給与月額

約 578,000 円（地域手当・初任給調整手当を含みます。）

◆給与年額

約 852 万円（期末・勤勉手当を含みますが、初年度は採用日により支給割合が変動します。）

※ このほか、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

※ 初任給は「横浜市一般職職員の給与に関する条例」等の規定に基づき、学歴・職歴等経験年数に応じて決定されます。

<昇任>

係長以上への昇任については、勤務実績等を考慮し、条例、規則等に基づき行われます。

<福利厚生>

職員共済組合、職員厚生会等が、職員やその家族の福祉厚生を目的として、種々の給付や事業を行っています。

◆福利厚生制度

財形貯蓄、各種資金貸付、団体保険、慶弔給付、割引購入指定店制度など

◆福利厚生施設

割引利用契約施設（宿泊施設、スポーツ施設、遊園地、レジャー施設など）

※ 勤務条件等の内容は、令和 5 年 4 月 1 日現在のものであり、変更になる場合があります。

選考申込から採用まで

<手続きの流れ>

選考申込書類の提出 → 書類審査 → 面接日連絡（電話またはメール等） →
面接 → 合否決定通知（郵送） → 採用

<選考申込書類の提出方法>

次の書類を提出先まで郵送または持参して下さい。

- ① 横浜市行政医師（公衆衛生医師） 選考申込書
（ホームページに指定様式の掲載あり）
- ② 横浜市行政医師（公衆衛生医師） 志望理由書
（ホームページに指定様式の掲載あり）
- ③ 医師免許証の写し
- ④ 【該当者のみ】平成 16 年以降に医師免許を取得し医師法第 16 条の 2 に規定する
臨床研修を修了している場合は、臨床研修修了登録証の写し



[横浜市行政医師（公衆衛生医師）
採用情報 ホームページ]

※ 郵送の場合は、封筒にも住所・氏名を明記し、
封筒の表に「行政医師選考申込」と朱書きして下さい。

職場見学・WEB説明会

行政医師が働く職場の見学や WEB 説明会を行っています。

<職場見学>

行政医師が活躍している職場を見学することができます。
本市で働く行政医師がご案内します。

◆開催日時

毎週 火曜日～金曜日（祝祭日除く）の
9:00 から 17:00 の間に開催（12:00-13:00 を除く 1 時間程度）

お時間がありましたら、医師の勤務場所をご覧くださいたくためにも、ご来庁をお勧めします。
市庁舎で直接お話を伺い、質問にお答えします。
その後、市庁舎と市庁舎近傍の区役所を見学することも可能です。

<WEB 説明会>

本市で働く行政医師が、行政医師業務、社会医学系専門医等について、Zoom を使用して説明します。個別の質問も大歓迎です。

◆開催日時

毎週 火曜日～金曜日（祝祭日除く）の
9:00 から 20:00 の間に開催（12:00-13:00 を除く 1 時間程度）

◆ご注意

- ・カメラ付き通信機器をご用意いただき、カメラを ON にしてご参加ください。
- ・個人情報保護のため、通話の録音・録画は禁止としております。
- ・データ通信量は、Zoom を使用した場合、1 時間で約 600MB です。
- ・説明会開始の約 1 時間前に、ご登録いただいたメールアドレス宛に zoom の招待メールをお送りします。「ir-ishiboshu@city.yokohama.jp」からのメールが受け取れるよう、事前に設定をお願いします。

<申込方法>

1 電子申請による申込

① 横浜市電子申請・届出システムにログインする

* 横浜市電子申請・届出システムを初めて利用される場合は新規登録が必要となります。登録の際に取得した ID とパスワードは必ず控えておいてください。



[横浜市行政医師（公衆衛生医師）
職場見学・WEB 説明会 申込フォーム]

② 申込フォームに進む

手続き一覧（個人向け）から、

「横浜市行政医師（公衆衛生医師）職場見学・WEB 説明会申込」を検索します。

※右上の二次元コードからも申込フォームに進むことができます。

③ 申込フォームにて必要事項をすべて入力し、申込を完了させる

登録したメールアドレスに、申請の受付をお知らせするメールが届いているかを確認してください。

横浜市電子申請・届出システムのマイページからも申込状況をご確認いただけます。

2 電話による申込

① 医療局職員課へ電話（045-671-4822）

- ・事務担当による希望内容等の確認
- ・氏名、年齢、居住地、勤務先、専門科目、ご連絡先など、差し支えない範囲でお伺いします。

② 医師による電話・Eメール対応

ご来庁または WEB 説明会のスケジュール調整など、担当の医師から電話または Eメールでご連絡します。

<注意事項>

- ・電話によるお問い合わせは、平日 9:00 から 17:00 までの間を基本とさせていただきます。
- ・職場見学や WEB 説明会は、複数名の希望者と合同となる場合があります。
- ・市役所等へお越しいただく際の交通費は、自己負担となります。

採用の時期や勤務条件等について、疑問やご希望等がありましたら、ご相談に応じます。ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ・書類提出先

横浜市医療局総務部職員課 行政医師（公衆衛生医師）募集担当

提出先：〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 17 階

みなとみらい線「馬車道駅」1C 出入口直結

J R・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩 3 分

電話：045-671-4822 / FAX：045-664-3851

E-mail：ir-ishiboshu@city.yokohama.jp

横浜市行政医師（公衆衛生医師）採用情報ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/hokenjo/ishiboshu.html>

横浜市 行政医師

検索

